

平成 25 年度 第 5 回 タウンミーティング 議事録

【開催日時】平成 25 年 9 月 8 日（日）午前 10 時～午前 11 時 50 分

【会 場】かもめ公園 集会所

【申込団体】藤崎 7 丁目町会

【参加者数】26 名（市長、市職員を除く。）

●藤崎 7 丁目町会長より開会あいさつ及び本日のテーマ紹介

テーマ① 防災体制（防災計画、防災訓練等）

テーマ② 市道整備（都市計画道路、既存道路の拡幅、緊急時の避難・消防活動等）

●市長より開会あいさつ

皆さんおはようございます。本日は平成 25 年度第 5 回タウンミーティングということで、藤崎 7 丁目町会の皆さんにお申込みいただきまして誠にありがとうございます。

こういった機会は、私にとりましても大変有意義な時間でありまして、習志野市は狭いと言っても 16 万 5 千人の人口がございます。全ての方々と意見交換できればいいのですが、なかなかそういうわけにもいきません。そういうことの中で、皆様方に前向きに市政を捉えていただいて、こうしてお集まりいただき、意見交換をさせていただくということは、大変有意義なことでございます。

短い時間ではございますけれども、いろいろな御意見を賜りまして、今後の市政に活かして参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●本日のテーマについて

ただ今会長からご説明のありましたテーマについて、私からご説明させていただきながら、意見交換をさせていただきたいと思っております。

その前に、若干最近のことを振り返ってみたいと思っておりますが、何といたっても最新の大きな出来事としましては、今朝、2020 年の東京オリンピック開催が決まりました。

私もこのことについてはとても関心がありまして、昨日の夜は、日本のプレゼンテーションをずっと聞いておりました。素晴らしいプレゼンテーションが繰り広げられ、いかに多くの方がオリンピック招致に尽力してきたか、ということを実感した次第です。

現役のアスリートの方も含めて、オリンピック招致に動いていたわけですがけれども、よく考えてみますと、現役のアスリートたちは、7 年後のオリンピックには出場できないかもしれません。また、多くの役員の方が、各界の重鎮、役員の方々でありまして、実際に開催される時には、おそらく一線から退かれていますであろう方々もいらっしゃいます。しかしながら、ここまで精力的に招致活動を繰り広げ、その結果、東京オリンピックが決まり

ました。

本日、このタウンミーティングの前に、習志野市民総合体育大会の陸上競技大会開会式に出席してまいりました。これは中学生の陸上競技大会を兼ねておりまして、中学生を中心に総勢 500 人くらいの皆さんが集まりました。まさしく、7 年後のオリンピックに出るであろうという世代である中学生の皆さんが集まっていたということで、あいさつの中で「皆さんが主体となって繰り広げるオリンピックの開催について、責任ある大人が、『日本の力を世界に見せていこう』ということで一致結束して招致した、まさしく未来のためのオリンピック招致であった」ということをお話しさせていただきました。

このオリンピックというのは、単に開催するというだけでなく、『オリンピックムーブメント』という言葉がありますけれども、開催に伴っていろいろな波及効果が出てきます。その一つが経済であったりするわけですが、東京ということで、ここから 30 分のところでございます。習志野市にも多大な効果があるものと期待しておりますし、大きく躍動する可能性のある出来事であります。習志野市民、習志野市長としても、このことについてはっきり注視していきたいと思っている次第です。

この藤崎 7 丁目町会におかれましては、様々な事業を展開されております。会長からもお話がありましたように、今月 16 日には敬老会が行われますし、10 月には単一町会による運動会、これは習志野市で唯一ではないかと思えます。こういった町会の結束力、そして今日こうして、タウンミーティングという行事にこれだけ多くの方がお集まりいただくということは、習志野市政に対する関心の高さがうかがえるものであります。

わが国は民主主義で動いており、国の主役は私たち市民一人ひとりであります。その一人ひとりに与えられた、基本的人権をはじめとする様々な権利を行使しながら、政治が動き、行政が動き、私たちの生活に還ってまいります。

私も選挙で選ばれている一人でありますけれども、この民主主義の中にありまして、常に主役は皆さん一人ひとりであります。主役という言葉は華々しく聞こえますが、漢字では「主」な「役」と書きます。この「役」という字は、例えば「役員」の「役」です。今日お集まりの皆さんは、それぞれの役員をされたりしていると思いますが、おそらくはいろいろな要望を直に受けて、その要望を行政やいろいろな部署に伝える、時には住民同士の争いごとの仲裁役にもならなければならない、そのような役割を担っているものと思えます。「役」という字が付く仕事は、決して華々しいものだけではなくて、まさしく重責を担っているということが言えるわけです。

国民、市民が主役のまちづくりというのは、それぞれが責任や役割を分担して、一致結束し、それぞれの道に進んでいかなければならない。つまりは、行政だけがやってもだめ、政治だけに任せていてもだめ。常に私たちは「主役」として、いろいろなことに思いを馳せながら、前向きに挑んでいかなければならない、と私は思っています。そういうことの中で、このタウンミーティングを行わせていただいているわけでございます。

私は、26歳の時から12年間、市議会議員をさせていただき、3年前に市長に就任させていただきました。習志野市の市議会議員は30名おりますから、市議会議員として活動している時は「市民の声を聴いて行政に伝える」というパイプ役の仕事も30分の1ということで、どちらかというと地域に密着した存在でありました。

一方、3年前に市長に就任して、全市的に行政を進めていく上で、16万5千人の市民の皆さん一人ひとりとお話することは、物理的にできません。

地域で関心が高い問題、例えば私の地元の屋敷地区では、パチンコ店が出店するといったことがありますし、JR津田沼駅南口の奏の杜という地区では、住居表示の変更があったり、開発に伴い子どもが大きく増えていくという状況の中で、小学校や中学校、子育て支援施設をどうするのか、というような課題も発生しているところでございます。私の中では、その一つひとつについて、皆さんとお話をさせていただきたいという気持ちもありますけれども、習志野市には市長の補助職員として、1,400人を超える職員がおります。それぞれ分担させていただきながら、しっかりと職員に対応させているところでございます。

このような状況もございまして、私自身が皆さんとお話することがなかなか出来ないということも、このタウンミーティングを行っている理由の一つにもなっております。タウンミーティングという制度を利用してお声掛けをいただいた際には、どんどん出向いて行って、皆さんと直接お話しさせていただこうということでもあります。

こうしたことを充分ご理解いただいて、この制度を活用されている藤崎7丁目町会の皆さんに、心から御礼と敬意を申し上げたいと思います。

テーマ① 市の防災体制について

前回(平成24年8月5日開催)の藤崎7丁目町会の皆さんとのタウンミーティングでも、防災体制についてお話しさせていただきました。^{ざっばく}雑駁ではありますが、少し振り返らせていただきますと、東日本大震災以降、国を挙げて防災計画の見直しが行われているところでございます。防災計画は、危機に備えるということがメインでありますけれども、そのためにはしっかりとした想定とデータが必要であります。例えば、津波の高さを一つとっても、やみくもに「100メートルの津波が来る」ということでは対策は打てないわけあります。やはり限られた資源、財源、人材というものを考えながら対応していくためには、しっかりとデータを取って、国でまとめてもらって、県に下ろしてもらい、最終的に市で防災計画を策定した上で、地域の皆さんにご協力いただく。このように、国・県・市が、市民・研究機関・産業界の皆さん等と一致結束して防災計画を作り上げていくということの中で、時間が非常にかかっているということをお話しさせていただきました。

本市の防災計画も、いよいよ来年2月を目途にまとめつつあるところでございます。そういった中で、これまで様々な体制を構築してきたわけですが、主な取り組みといたしましては、まず、庁内体制をしっかり強化する必要があるという中で、本部と支部

それぞれの役割というものを明確にさせていただきました。

東日本大震災での習志野市の被害は、東北 3 県に比べれば少なかったわけではありますが、一時的に情報が全く取れない状態に陥りました。携帯電話が繋がらない、メールを送っても数時間後に届くといった状況で、テレビをつけても東北 3 県のことや東京都内のことはやっているけれども、習志野市のごことはなかなか出てこない。いったい周りがどういうふうになっているのか全く分からない。この状態が今後どういう風が続くのかということもわからない。こういう状況が続き、市民の皆さんに大変なご不安を与え、また、その不安の中から生ずる怒りの声というものもあったわけでございます。

そういうことの中で、まずは情報収集・伝達体制の強化ということに取り組ませていただき、新しく、全ての小学校に「地区対策支部」を設置することとし、本部からの情報伝達ということについて、どこが拠点となるのかということをはっきりさせました。習志野市内には 16 の小学校がありますけれども、そこに市の職員を 4 名ずつ配置し、地区対策支部の役割を担って情報伝達をするという体制を構築したところでございます。

また、「避難所」の運営対策強化ということで、この 16 小学校に加え、中学校、習志野高校、そして東部体育館・袖ヶ浦体育館という 2 つの大きな体育館。これらの施設も含め、避難所にするということを確認するとともに、市内にある 2 つの県立高校、実籾高校・津田沼高校についても、来年までに避難所に指定するというので、現在取り組んでおります。

藤崎 7 丁目町会におきましては、この集会所を中心に、人が集まることができる施設がありますけれども、こういった地区に対しましても、自主防災力の強化ということで、補助金の交付等を通じまして、皆さんのご尽力をいただいているところでございます。

その他、職員向けの研修や、自助・共助・公助の役割の明確化、それぞれが何をすべきか、ということについて周知・啓発に努めております。

このような流れの中で、実際に機能するかどうかという確認をすべく、9 月 1 日に防災訓練を行ったところでございます。

今回の防災訓練の特徴ですけれども、今までは展示型・周知啓発型の訓練ということで、メイン会場を 1 か所設け、地区会場を数カ所設けるなどして、そこで様々な団体の方に実際の活動を展示していただく、あるいは消火器など機械器具の操作を体験していただく、といったことを中心に行ってきたところです。しかしながら、今回はまさしく実践的な訓練をさせていただいたということでございます。

具体的な内容としては、午前 9 時に地震が発生するという想定をし、発災と同時に、皆さんで、誰も見ていなくても、たった一人でも、机の下にもぐるなど、身を守る行動をとっていただく。これを「シェイクアウト訓練」と言います。アメリカで考案された、比較的まだ新しい訓練ですけれども、まず自主的に自分の身を守っていただくことから始まり、その後、決められた避難所に実際に避難していただき、避難所を開設するという訓練であ

りました。

訓練参加者であります。従来は平均で 1,000 人の参加であったところ、今回の訓練では、各地区で実施していただいた結果、合計で 3,700 人以上、職員を含めると 4,000 人を超える皆さんにお集まりいただいたということで、大変有意義な訓練となりました。

もちろん、課題はたくさんあります。訓練終了後、いろいろな感想や御意見をたくさんいただきましたが、そのうちの 8 割以上は苦情等で、評価していただいたのはごく一部でございました。しかしながら、ある程度日にちがたってからは、「不平や不満、至らない点は多々あったけれども、こういったことを皆で共有できて、実際の災害の時にダイレクトに自分たちに降りかかってくる課題であるということを見つめ直すことが出来た」という御意見をいただくようになりました。これが今回の一番良かった部分であると思っております。

いただいた御意見等をまとめてみますと、非常に暑い中での訓練であったことから、避難所に集まった皆さんからは、「脱水症状になったらどうするのか」というような声をいただきましたし、「こんな暑い中、このような思いをする訓練であれば家にいた方が良かった」という御意見もいただきました。

ですが、実際の災害は時を選びませんから、このような暑い中、避難しなければならないということもありますし、就寝中に発災することもあります。「避難所に行くよりも家にいる方が良い」と考える中で、災害が発生した時に家が壊れなければ、そして家に一定の防災備蓄物が確保されているのであれば、「無理に避難所に行く必要はないね」と。そこから波及して、「防災用具を個人的にしっかり揃えよう」という意見や、「家をしっかりとものにしよう」という意見が出てきます。住宅の耐震化ということでは、市では県と共同で、昭和 56 年以前に建てられた木造住宅に対する耐震診断費用の助成や、耐震診断の結果、改修が必要となった時の改修費用の助成をメニューとして揃えております。

また、「必要がなければ避難所に行かない」ということは、本当に困って避難している人たちが、避難所を有効に活用していただけるということです。「特に避難する必要はないけれども、とにかく避難所へ行って物資を獲得して」というようなことになりますと、本当に必要な方に行き渡らないというようなことも出てきます。実際、避難所にどのくらいの食糧・備蓄があるのかということでは、16 万 5 千人の市民全員を満たす数は用意しておりません。その辺りもお話しさせていただいたところでございます。

このほか「メガホンの声が小さい」という声も多くいただきました。「人が集まる場所ではメガホンが必要になるから用意しよう」というところまでは、誰もが想定するところだと思いますけれども、実際に訓練で使ってみると出力が低くて、地声で話した方がよほど通じるというようなメガホンであったというようなことも、実際に訓練してみて初めてわかったことです。これはおそらく、こういった訓練をしたことのない市では気づかない部分だと思います。

本市としましては、今回の訓練をしっかりと検証し、地域防災計画に反映させていただいて、あらためて市民の皆さんと一緒に防災ということについて力を蓄え、発揮していきたいと思っている次第でございます。

テーマ② 市道整備の考え方について

道路の基本的な知識について、まず道路の種類ということではありますが、道路法による道路と道路法以外の道路、法定外道路とがございます。

道路法による道路は、「高速自動車道」と「一般国道」が、一般国道には「直轄国道」と「補助国道」がありまして、^{ぎっばく}雑駁にいきますと、番号が1ケタから2ケタの国道が直轄国道、3ケタの国道が補助国道であります。習志野市内には、14号線、357号線、296号線の3本の国道がございます、直轄国道の道路管理者は国、補助国道の道路管理者は都府県・政令市となります。以下「都道府県道」、「市町村道」がございます、道路管理者はそれぞれ都道府県・政令市と市町村となります。

道路法以外の道路は、「里道・赤道」と「行政財産」の2つございまして、まず里道・赤道とは何かと言いますと、昔の農道が主なものになります。よく「赤道」「青道」といわれますけれども、「赤道」は主に農業用に使っていた道、「青道」は主に水路のことで、この「青道」については、道路には換算されません。特にこの近辺では農業従事者の不足というようなことで、農業という概念が時代の変遷に伴って変化してきているという中で、水路だったところがいつのまにか土が埋められて、普通に歩いているという状況があります。

この赤道、青道という部分は、基本的には国が管理する公共物でありましたが、平成10年代以降になって、市町村に移管をされました。これまでは、普段私たちが使っている道路でありながら、管理は国ということで、さまざまな問題があっても市として踏み込めなかった時期が長く続きましたが、市町村に移管されたことにより、例えば境界線がどこかというようなことについて、議論しているところであります。

行政財産とは、市の公共物ということの中で、道路として認定はしていない、その他の「道のように見える道」ということとございまして、これらを全部含めて公道と呼んでおります。

それに対して私道、これはいわゆる個人の資産ということになるわけですが、建築基準法で定められている位置指定道路等がありまして、家を建てるための基準を満たすために指定した道路や、民有地で「道のように見える道」等であります。

市道整備の考え方でございますが、まず道路の種類としましては、ただ今ご説明したとおり「道路には公道と私道とがあり、行政が管理する公道にも種別がある」「市が管理する道路には道路法による道路と法定外の道路がある」「藤崎7丁目地区における道路としては市が管理する道路と個人が管理する私道とがある」ということとあります。

次に、市道の整備方法でございますけれども、1点目は、土地区画整理事業による整備と

いうことでありまして、例えば藤崎 7 丁目地区の皆さんが全員で、道路の形態などを見直してもう一回道路をやり直そうとか、街並みを変えようといった計画が持ち上がった時に、今ある道路について整理して、新たに決めていくわけですけれども、こういった法で定められた土地区画整理事業に伴ってできる道というものであります。代表例で言いますと、JR津田沼駅南口の奏の杜の開発がありますが、この事業の主体は地権者の皆さんです。地権者の皆さんで様々なことを考えた結果、この一帯を開発したいということで組合を設立して、組合と行政とが協議をし、その結果、組合で道路を決める作業をしていただき、それに対して市は補助金を出して、その補助金の範囲内で道路を整備していただくということになっています。

2 点目が、藤崎 7 丁目地区にも関連してくるところであります。都市計画道路事業による整備ということでもあります。昭和 45 年と記憶しておりますが、高度成長期で経済が優先され、都市計画決定というものが全国的に行われました。都市計画とは何かというと、本来、皆さんの土地や財産はもちろん皆さんもので、皆さんが主体に考えていただくものでありますけれども、それだけに任せていると、街並みがバラバラになってしまいます。都市計画の考え方は、住居専用地域として基本的には住居系しか建てられない地区ということで規制をしたり、逆に工業地域、商業地域という指定をしたりという一環の中で、都市計画道路というものを描くわけですけれども、この藤崎 7 丁目地区においても、都市計画道路が 2 本、十文字に交差するような形で整備するという計画があります。

3 点目が、民間開発事業による整備ということで、民間事業者が行う道路整備です。習志野警察署前のところからここに来るまでの間の農地が開発されておりますけれども、これは市で開発しているのではなく、民間事業者が個々に地権者と話をして事業を行ってございまして、この事業によって整備される道であります。

藤崎 7 丁目地区の整備についてでございますが、3・3・3 号線、3・4・4 号線という 2 本の都市計画道路が十文字に入っております。

都市計画道路事業は「計画」という段階の次に「事業化」という展開があり、そして「完成」という流れになります。「事業化」とされるとは何かと言いますと、実際に計画道路を作るという段階になって初めて、県や国の補助金を受けて整備をするわけではありますが、その前提として用地買収ということがあります。「事業化」というのは、実際に工事をするという部分での意味合いが強く、計画をし、地域の皆さんと合意形成を図っていく作業までは、計画の範囲内でやらなければならない。事業認定がされ、用地買収も完了して、その後には工事が終わるという流れが一つございます。

藤崎の 2 つの都市計画道路については、この「事業化」ということについては、まだ目途がたっておりません。道路というものは継続性を持って初めて成立するものですから、その計画の中の一部だけやっても成り立たないわけがあります。

この道路に関しましては、例えば 3・3・3 号線は、茜浜から秋津と香澄の間を通過して、

三中の脇を抜けて、14号線から坂を上って、JR線と京成線が交差しているところに橋が架かって、警察署のところを通過して、そこからこの藤崎地区に来ることになっています。皆さんこの話を聞いて、「全然できていない」というのはお分かりかと思いますが、まさしく、絵に描いた餅といわれてもおかしくないような状態であることは否めません。

ところが、この計画というのは、先ほど申し上げたように、都市計画と一体となって計画している道路ですので、例えば都市計画道路の取り消しですとか、そういう作業は、同時に付近の利用形態、住居専用地域だとか、そういったことも変えてしまうことにもなります。実情は「計画を廃止しても差し支えないのではないか」と思えるようなところであっても、これがなかなかできない。また、都市計画道路が予定されていることによる住宅の資産価値ですとか、いろいろな観点から解決されない問題がございまして、このあたりが皆さんにとっても理解しにくいところだと認識しております。

次に、幅4m未満の狭い道路の整備についてでございますが、これが、皆さんの良く言われる「なぜ道路が広くなったり狭くなったりするのか」という部分です。

既存道路に面した土地の民間開発事業に関しては、簡単に言えば、道路を広く確保しなさいということです。新築工事の場合はセットバックしてもらう。道路の中心から2m後退しなければいけないということで、これが新築工事のたびに繰り返されていきますので、最近建てた家は下がっている、以前から建っている家はそのままだと出ているということが、道路が広くなったり狭くなったりしている原因です。

本来的には、原則として4m未満の道路については、全て4m以上にしなければなりません。市の事業として用地買収をして拡幅工事を行うということは、市の財政的にも非常に困難を極めるところでありまして、これは近隣市どこでもそうですけれども、従前の道について用地買収して道路を拡幅するという事は、基本的には考えておりません。セットバックした後については、寄付をしていただくというようなことの中で対応させていただいております。このことについても、いろいろな御意見がありますけれども、法令等の考え方の中で統一して、誰に対しても同じような対応をしているということでございます。

道路の整備というものには、用地の買収が常に伴います。そういう意味では、個人の資産のことに直接関わりますことから、個人情報には最大限の注意を払いながら行っていくものでありまして、行政としては、個々具体的なことについては申し上げられない部分がございます。事業に協力できない事情もそれぞれに深い理由があつてのことですから、これを周りの人が簡単に議論するということは、私ももちろんしませんし、皆さんもこれを機会にご注意いただければと思います。道路整備、都市計画道路事業は、なかなか進んでいきづらい事業で、地権者の同意、地域の合意形成が大切であることから、相互理解が非常に重要となってくるということを、皆さんの中で共有していただければと思っております。

す。

最後に、火災についてのお話がありました。藤崎分遣所裏で発生した火災につきましては、私も当時消防団員でありまして、消火活動に従事しましたが、いろいろなことが重なったということもあり、消火活動が遅れました。そういう意味では、ご迷惑をおかけした一例でもございます。

皆さんにできる火事対策ということで、2点申し上げたいと思います。

1点目は、皆さんの自宅周りの防火水槽や消火栓をしっかり把握してほしいということ。

2点目は、その防火水槽、消火栓の前に車などを絶対に置かないということです。

消防団員は、それぞれの仕事をしながら、地域の仲間として交流を深めながらやっているわけですが、この2点だけは徹底しています。仮に、一瞬でも消火栓の上に駐車した団員がいれば、「絶対にそれだけはやってはいけない」と怒鳴られます。

この2点を実行していただくことによって、当然、消防では消火栓の位置などは把握しておりますけれども、実際の火災発生時に、地域の自助・共助ということ中で、消火栓の位置を的確に消防に知らせる、あるいは消火栓を意識させるようなことをする。これだけで全然違います。

この他、一般的に言われている、燃えやすいものを外に置かないですとか、これは救急の部分にも入ってきますけれども、消火栓以外でも違法駐車や違法駐輪をしないことですとか、救助活動がしやすいように家の中を片付けておくということ。病気の方は冷蔵庫の中に自分の服薬の状況等を書いたメモを入れておくこと。いざという時に救急隊が入りやすい、到着しやすい環境を作るということを実行していただく中で、そのうえで更に足りないものもあろうかと思しますので、その時には私たちや藤崎分遣所の方へ、御意見をお寄せいただければと思います。

大まかな話でございましたけれども、いずれにしても、皆さんの地域に対する想い、そして、市内でも際立って素晴らしい取り組みをされている町会であります。このことについて皆さんも自信を持っていただいて、今後もより一層、私どもといいお付き合いをさせていただければと思います。私も頑張らせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●質疑応答、意見・要望等

【質問・意見等 1】

防災について、藤崎7丁目町会にはこのような集会所があり、ここに一度集まってから避難所に行くことができるという恵まれた状況にあるが、一般的な話として、町会や自治会に対し、市はどのように関わっていくのか、何を期待しているのか。

【回答 1】

先ほど触れさせていただいた9月1日の防災訓練では、4,000人の方が避難所を体験して、嫌な思いも含め共有したわけでありませけれども、私がこれから本当に大切にしていこうと思っているのは、そういう訓練的なことを訓練としてやっていくということと、訓練の要素を含んだ行事を実施することによって、皆さんに日頃から、動きを体得していただきたいということです。これだけは、回数を重ねないと体得はできません。先ほど消防団の話をしました、消防団もたくさん訓練を積んで、いつの間にか忘れなくらい、私も活動しろと言われたらすぐに活動できるくらい体に染み込んでおります。

発災時にはいろいろな被害想定がされていて、死者の数なども想定されていますけれども、習志野市の中で、あるいはこの地域の中で、死者が一人でも想定されているということは、皆さんにもその可能性があるということで、皆さんが死者にならないとは限らないわけです。倒壊家屋についても同じように、皆さんの家が大丈夫という保証は一つもありません。そのことをお考えいただいて、自分たちでできることは何か、ということ絶え間なく考えていただくような取り組みが必要と思っております。例えば、私は自宅の寝室の寝ていてもすぐ手の届くところに靴を置いています。

そのような自助・共助ということでもありますけれども、皆さんに期待することとしては、自分たちでできる防災、町会でできる防災ということについて、常に意識していただきたい。これは防災に限らず、例えば身体の管理についても、健康であれば自分の足で逃げられる、健康でなくなれば人の助けを借りなければ逃げられないということですから、そのような考えを皆さんに広く持っていただくと同時に、公助としてはそのヒントを皆さんに広めていくということを心掛けていきたいと思っております。

【質問・意見等 2】

自宅のすぐそばで火事が発生したことがあるが、気づいた時にはすでに火の手が上っていた。藤崎分遣所は近いのに、その時は消防が到着するのに時間がかかり、しかも道路が狭くて、大きな消防車が入ってくるできない。道路を拡幅することはすごく難しいとの話だったが、道路の入り口付近にある畑を市で購入してもらえれば、道路が広がってスムーズに入っていけるのに、という思いはある。道路が拡幅されなくて、消防車が入ってこられないのであれば、自分たちは自分たちで守らなければ、という感じを受けた。

消火栓については、火事があってはじめて消火栓の場所が分かった。

【回答 2】

畑を市で購入するかどうかということについては、所有者の方が売ってくれるかどうかということもありますが、一つ言えるのは、例えば畑の中にホースを這わせるとか、そういった時は、後から保障される制度があります。畑の所有者の方々は、消防団員か経験者である場合が多いんですけれども、消火活動の時には、作物を荒らしてでも中に入ってい

くということについては、お互いに理解しています。

消火栓については、消防では平面図に落とし込んで、場所は判っているのですが、高低差については、あまり把握していないんです。私も指示をして、高低差を意識した消火栓配置になっているのかということをチェックさせているところです。

防災に強い町会を作っていくという上で、意外と消火栓の考え方を皆さんご存じないんですね。私もお伝えしているつもりなんですけれども、なかなか広まらないので、そういったことに取り組んでいただくのもいいのではないかと思います。

消防の体制についてですが、消防はもちろん土・日も関係ありませんけれども、火事の当日に何があったかと言いますと、いろいろな業務の中で、消火栓がきちんと機能するかどうか確認するという点検作業がありまして、その巡回に行っている最中だったんです。それで、署に1人か2人しか残っていなかった。それと、最近救急搬送件数が増えておりますけれども、救急搬送に関して、団地であったり搬送しづらい場所だったりすると、消防職員が補助で出場するのですが、その時はそれも重なってしまったんです。

そういう観点からいうと、救急の件数を減らすということも、消防力のアップにつながっていきます。最近は特に、救急車の適正利用ということを広めておりますけれども、あわせて、救急搬送が必要な事態になった時に、消防車の補助がされなくても救急搬送がしやすいような環境を自分の家で作っておくということも、最終的には地域の防災力の強化につながる、ということが言えると思います。

【質問・意見等 3】

関連して、まちづくり要望の中で、この地域に消火栓を増やしてほしいということを入れさせていただいた。予算があればぜひお願いしたい。(要望)

【質問・意見等 4】

防災計画について、国・県・市と計画が下りてくるということ、想定データをきちんとさせたうえで、それにあった計画を策定することになるので、町会の防災計画もそれに基づいた考え方が良いと思う一方、災害は待ってくれないので、先行して作成して、後で市の計画と合わせるということも考えているが、市からは2月頃になって示されるということか。

【回答 4】

はい。被害想定については、特に海浜部の津波のことが言われておりまして、津波の想定は非常に難しい部分がある。

国では、習志野市に関しては津波高2.3mと想定しており、それに対して習志野市では平均3.8mの護岸があるから大丈夫ですよ、ということになるんですけれども、海浜部にお住まいの方は、そんな想定は信じられないという方もいらっしゃる。では、市でそれを上回

る想定を作れるかと言ったら作れないんです。ですから、その部分は何で埋めるかと言うと、避難訓練であるわけです。「津波は来ない」というようなことは言わずに、どんな津波がきてもいいように避難訓練をするということです。

【質問・意見等 5】

今年の訓練で初めて小学校へ避難ということをやったが、今後は毎年同じような訓練をするのか。

【回答 5】

来年の訓練については未定ですが、先ほど申し上げたように、今回の訓練自体は地味な訓練でしたけれども、いろいろな感想を皆さんに持っていただいたということで、有意義な訓練だったな、という実感はあります。

訓練を通して実践につなげていくという考え方は基本で持っておりまして、展示型などの訓練は、違うところにお任せしてもいいのではないかと考えております。例えば、千葉市では九都県市のダイナミックな訓練が行われましたけれども、習志野市の方は参加しないで下さいということはありませんから、そういったところにお任せしてもいいのではないかなと。

いずれにしても、習志野市だからこそ、小さい市・人口密度の高いまちだからこそできる訓練というものをやりたいと思っています。

【質問・意見等 6】

道路については、現状に甘んじなければならぬというか、拡幅などはむずかしいと思うことは判ったが、少しでも良くしていただければと思う。

【回答 6】

既存の部分を市で広くするという点に関しては難しいです。新築時ですとか、農地が新しく宅地化される時などには、必ず道は広がっていきます。そういうところの道路は隅切りなどもされていて立派ですよ。それは法律で決まっているんです。

【質問・意見等 7】

自宅前の市道について、舗装はされているが傾斜があって、雨が降った時は、反対側のお宅の雨水も市道の雨水も全て自宅の方に流れこんでしまう。以前に市に相談した時に排水溝を作ってくれたが、それでも改善されない。

【回答 7】

後程、具体的な場所を再度確認させていただきます。

ちなみに、習志野市では1時間当たり50mmの降水量に耐えることができる下水道になっておりまして、それ以上の降水があると溢れてしまいます。最近ゲリラ豪雨が多くて、正直申し上げて、その部分は想定外だったんですね。習志野市でも時間雨量で58mmを記録したことがあります。

この時期は台風シーズンでもありますが、落葉が排水溝をふさいでしまって水が溢れるというケースもありますので、こまめに掃除していただくと良いと思います。

<その後の対応>

タウンミーティング終了後、広報すぐきく課にて現状確認を行い、翌日、道路交通課へ連絡しました。その後、道路交通課にて現地確認し、道路排水ますの改良工事を行いました。(広報すぐきく課)

【質問・意見等 8】

U字溝だと、どうしても道が狭くなる。U字溝をL字溝にしていだけないか。

【回答 8】

U字溝に蓋をするというようなイメージかと思います。

U字溝は家の外壁に沿っておりますので、U字溝の工事の時には、塀などに影響がないか確認しながら行っています。まれに、工事をすると塀が倒れてしまうおそれがあるため工事ができないですとか、所有者の方から「塀が倒れると困るので工事をしないでほしい」と言われることもあります。

そこで、どうしているかという、御要望に応じてU字溝に蓋をしていくというケースがあります。これは一軒一軒ではなく、できれば町会の方で、ここに集中的に蓋をしてほしいというところを御要望いただければ、対応することはできます。

ただ、蓋をしてしまうことによって、その下のことが分からなくなってしまいますから、詰まりがあっても作業しづらいですとか、掃除が大変といったデメリットもありますので、そのあたりは皆さんでご相談いただきながら、ということになります。

【質問・意見等 9】

先ほどの消火栓の話についてはその通りだと思う。消火栓に車などが乗らないようにマークはしてあるのか。

また、台風や警報発表時などには、市内の被害状況等をホームページで公表しているとのことだが、無線放送はどのようになっているのか。最近、栃木や越谷などで竜巻が発生したが、そういう警報等が発表された時、例えば被害のあったつくば市などのように、気象庁のホームページで竜巻のナウキャストなどを確認して、無線放送で市民に情報を流し、注意を呼びかけている自治体もあれば、情報を流しても何も起きない、いわゆる「オオカ

ミ少年」になってしまうのが怖いので情報を流しにくいという市町村があるとも聞いているが、習志野市のスタンスとしてはどうなのか。情報を流すとした場合、ホームページだけだと見られない人もいる。雨風が強いと放送が聞こえないということもあるが、光化学スモッグなどと同様に、その他の警報や情報等についても無線放送することについてはどういうスタンスなのか。

【回答 9】

まず消火栓については、黄色くマークがされています。

竜巻に関しては、おっしゃる通り「オオカミ少年」になってしまうという部分もあって、これまで対応してこなかったんですが、今回、県の方が対応するという方針を示しましたので、それに基づいて、市の方も考えていきたいと思っています。

防災行政無線の使用についてですが、基本的にはいろいろな情報を出していこうと考えています。高齢者の方が行方不明になっているという放送を聞いたことがあると思いますけれども、こういう放送を流しているのは、近隣ではおそらく習志野市くらいだと思いますが、こういった緊急のお知らせも引き続き放送していきたいと思っています。

一つ問題があるのは、全国的な流れの中で、防災行政無線のデジタル化の問題があります。テレビは地デジになりましたけれども、防災行政無線はまだアナログを使用しています。本来であれば、戸別受信機を皆さんが持っていれば一番良いのですが、戸別受信機はアナログ対応なんですね。あと5年くらいで順次デジタルに変えていくということになると、戸別受信機もすべて変えなければならない。そのところで、今、タイミングを計っているところです。なお、昨年度に戸別受信機に関しては500台購入しました。今、その配布先について、どういった方に配布するか優先順位をつけて、今後配布していきます。

基本的に、防災行政無線は屋外での聴取を前提にしていますので、風向き等の影響を受けずし、屋内については対応しづらい部分があります。ただ、屋内の方でも放送内容がわかるように、戸別受信機については、可能な限りお配りしていきたいという考えは持っています。また、ケーブルテレビに加入されている方だと、画面で防災行政無線の放送内容が表示される仕組みになっております。

今はITの時代ですから、様々な方法によって、積極的な情報発信に努めてまいります。

【質問・意見等 10-①】

戸別受信機について、市ではおそらく「災害弱者」と言われる方々を中心に配布していくということになると思うが、それ以外の方が自分で購入するということはあるのか。

【回答 10-①】

戸別受信機は、専用の周波数を受信するよう調整したもので、個別発注になるため、費用が高額になってしまいます。市が数百個単位で発注しても1万円前後ですので、個人個

人で購入しようとするとかかなり高価になると思います。また、先ほど申し上げましたデジタル化の問題もあります。

ご指摘の内容はよくわかりますので、どういう方法があるかということを探しているところですが、一番いいのは早くデジタルになれば、デジタル対応機器もたくさん出てきて、単価も下がって、手の届きやすい価格になっていくと思いますので、それぞれ全戸に配るくらいの勢いで考えていきたいと思っています。

【質問・意見等 10-②】

戸別受信機は、全国的に統一されたようなものではないということか。

【回答 10-②】

防災行政無線の周波数はそれぞれの市町村に割り当てられておまして、全国一律ではないんです。

今、配布しようとしている受信機は、普段はラジオとしてお使いいただき、習志野市の防災行政無線が流れると自動的にスイッチが入って無線放送が流れるというものです。

(秘書広報室長より)

防災行政無線の内容確認については、今年の5月から24時間対応のテレホンサービスを開始しています。電話番号は、047-452-1300番です。防災行政無線を聞き逃してしまった、良く聞こえなかったという時には、通話料はかかってしまいますけれども、電話で御確認いただくことが出来ます。

ただ、放送内容がずっと残っているわけではなく、例えば、次の無線放送があった時には、テレホンサービスの内容も次のものに切り替わってしまいますのでご了承ください。また、電話回線の本数がそれほど多くありませんので、お電話いただいても話し中ということがあってもかもしれませんが、こういったサービスがあるということをご紹介します。

【質問・意見等 11】

防災行政無線で流す防災情報について、竜巻については検討することだが、ほかにどういったものを考えているのか。例えば、このあたりに大雨洪水警報が発表された場合なども流すのか。

【回答 11】

新聞報道にもありましたが、船橋にゲリラ豪雨を感知できるような高性能のレーダーを配置するという計画もあるようで、そういう信ぴょう性が高く、かつ地域が絞られる情報、皆さんに流した方がいい情報については対応していきたいと考えています。

一番怖いのは、先ほどから出ている「オオカミ少年」のように、何でもどンドン流して

しまうことにより、危機感がなくなってしまい、「うるさい」となってしまいます。防災行政無線を流すと、スピーカのそばにお住まいの方等から「うるさい」という電話が入ることがありまして、その影響もあって、朝やお昼の音楽などもなくした経緯があります。

【質問・意見等 12】

市によっては、雨雲レーダーや雷、竜巻のナウキャストの情報などをホームページで流し、防災担当職員が常に目を光らせて、雨雲が近づいてきたといった放送を流すというようなところもある。まとまった雨となった時は、レーダーを見ていると次々に雨雲が流れ込んでくる状態がわかる。そういう情報をうまく利用しながら情報を流していただくということも、防災をやって行く中で必要と思うので、ぜひ検討していただきたい。

【回答 12】

習志野市では、気象庁の情報のほか、ウェザーニューズと契約して、習志野市に特化した情報やデータも得ています。大雨などの気配があると、危機管理課の職員はそういった情報を常に注視していて、大きな事態となりそうな時に対応できる体制はとっております。そういった情報を流さないときは、特別大きな事態にはならないと思っていただいてもいいくらい、危機管理課では相当な情報を持っています。

今後、ゲリラ豪雨などの情報もますますとれるようになっていくようですから、本当に危険が迫っているときには情報をしっかり流せる、オオカミ少年にならない正確な情報を流せるということになっていくと思います。

【質問・意見等 13】

ぜひ市の方からも言ってほしいと思うのが、自分の身は自分で守るということ。ゲリラ豪雨の話があったが、今の技術の中ではなかなか予想できない中で、「情報を聞いたから」ということではなくて、雨がひどい、雷がすごいと思った時などは、自分で自分の身を守るということが必要。無線放送なども、屋内に居た時や、雨風などの気象条件によっては聞こえないことがある。情報を待っていないで、自分が危ないなと思ったら身を守る行動をとってほしいということ市としても発信していく必要があると思うので、ぜひお願いしたい。(要望)

【質問・意見等 14】

先ほどから話が出ているが、自宅前が火事になった時、消火栓がもっと近くにあればと思ったが、大きな消防車が入れないという話を聞いた。小型の消防車を導入していただくと、もっと近くに消火栓もできると思うので、導入してもらえるとありがたいということを実感した。こういったことを含め、消火栓についてお聞きしたい。

【回答 14】

基本的に、消火栓が設置されているところというのは、市が所有している車が入れるということが大前提になっています。

小型の消防自動車については、消防車 1 台に対して、人員や専用の装備などを揃える関係で、予算が大変かかる部分でありまして、総合的に検討した中で、習志野市としては、例えば軽自動車のポンプ車などは配置しておりません。

消火栓については、設置すること自体はそれほど難しくありませんが、大規模災害などで断水した場合には、全く使えないということが最大の弱点です。そこで、習志野市としては、防火水槽を適当なところに配置していく、あるいは森林公園の池を利用するといったことを通して、消防力の強化に取り組んでいるところです。

もう一つ、消火栓の高低差についてですが、平面図ではすごく近くにある消火栓が、実際に行ってみると 10m くらい高さが違うということもありますので、こまめにチェックする中で、今年度もいくつか消火栓を増やしておりますし、より一層気を付けていきます。

また、町会として取り組んでいただきたいことのひとつでもあります。庭の樹木が道路に張り出しているとか、車や自転車を道路に停めているといったこと一つで全然違います。先ほど申し上げた通り、消火栓があるところには車は入れますが、庭木が張り出しているりすると通れないこともありますので、道路は道路として確保していただくようお願いしたいと思います。